

## 設備等運転管理業務委託契約書

沖縄県立中部病院 院長 玉城和光（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは沖縄県立中部病院の設備等運転管理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 この委託契約書は、甲の保有する設備の機能及び施設の衛生的環境を常に最良の状態に保持するとともに、安全かつ効率的に運用し、以て甲の事業活動の円滑なる運営を図ることを目的とする。

（委託管理業務の内容及び業務範囲）

第2条 甲が委託する管理業務の内容及び業務範囲は、別紙「沖縄県立中部病院設備運転管理業務仕様書」（以下「管理業務仕様書」という。）によるものとする。

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

（委託金額及び支払）

第4条 委託料は総額 ￥                      －（うち消費税額 ￥                      －）とする。

2 甲が乙に支払う契約金額は、以下の金額とする。

（年度別内訳）

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

年度額 ￥                      －（うち消費税額 ￥                      －）とする。

月 額 ￥                      －（うち消費税額 ￥                      －）

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

年度額 ￥                      －（うち消費税額 ￥                      －）とする。

月 額 ￥                      －（うち消費税額 ￥                      －）

令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

年度額 ￥                      －（うち消費税額 ￥                      －）とする。

月 額 ￥                      －（うち消費税額 ￥                      －）

3 乙は、当月分の委託料を翌月7日までに甲に請求し、甲は当該請求に係る委託業務の処理結果等を検査確認した後、請求書を尾類した月の末日までに委託料を乙に支払うものとする。

4 経済状況の変化、法令変更に基づく契約業務内容の変更、その他契約金額の変更を必要とする理由が生じた場合には、契約期間中であっても、甲乙行儀の上、契約金額を変更することができる。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県病院事業局財務規則第133条第2項のいずれかに該当する場合は免除する。

（委託業務の処理）

第6条 乙は、「管理業務仕様書」により第1条に従い、善良なる管理者の注意を以て委託業務を処理するものとする。

(検 査)

第7条 甲は、委託業務の処理状況について随時検査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して、乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託してはならない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 乙は、本委託業務の遂行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この契約による事務処理をするための個人情報取り扱いについては、別記「個人情報特記事項」を守らなければならない。

(責 務)

第10条 乙は、乙の従業員の健康、身元、風紀・衛生及び労働法規上の人事、並びに厚生面の一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、契約業務の履行に従事する乙の従業員に関し、甲の所定又は占有にかかる建物設備・機械・通路等について、安全又は衛生上の危険有害の恐れが発見されたとき、その旨を直ちに甲へ申し出るとともに、甲はそれに応じ速やかに措置するものとする。
- 3 前項の場合、乙はその安全が確認されるまで、甲に対し契約業務の履行を拒否することができるものとし、この場合においても、甲は第4条の代金の支払い義務を免れないものとする。  
但し、乙の責に帰すべき事由により生じたときはこの限りではない。

(賠償責任)

第11条 乙は、乙の委託業務の実施に起因し、次の各号の事項が生じたときは、責任を以てその費用並びに一切の処理解決にあたるものとし、甲に迷惑、損害をかけないようにすること。  
但し、甲の責に帰すべき事由によって生じたときは、その費用は甲の負担とする。

- (1) 甲又は甲の職員、あるいは第三者に損害を与えたとき。
- (2) 甲又は甲の職員、又は第三者との間に紛議を生じたとき。
- (3) 乙の過失及び勤務怠慢により、甲の施設機器などに損害を与えたとき。
- (4) 乙の従業員、又はその関係者が死傷したとき。

(用水電力その他の供与)

第12条 甲は、乙の委託業務の実施に要する従業員控え室・宿直室・用水及び光熱等を乙に提供するものとする。

(備品・工具及び消耗品等の負担)

第13条 甲は、乙の委託業務の実施に要する必要な備品・計測機器・工具及び消耗品について負担するものとする。

(服 務)

第14条 乙は、甲と協議の上、指定した一定の作業衣・靴及び名札を乙の負担において、その従業員に常時着用させるものとする。

(従業員名簿等の提出)

第15条 乙は、委託業務を遂行するため、電気主任技術者1人、第2種電気工事士及びボイラー技士12人(そのうちの1人は、給排水衛生設備の保守点検及び修理に関して熟練した技術を持つ者とする。)を選定し、名簿及び履歴書を甲に提出し、その内容に異動がある場合には、事前に承認を得るものとする。

- 2 当該業務を安全且つ円滑に遂行するために配置された従業員は、甲の職員の指示に従い、業務を実施するものとする。
- 3 甲が必要と認める乙の従業員に係る研修に要する費用については甲の負担とする。
- 4 甲が乙の従業員について、業務遂行上、不適任と認める者のある場合には、乙は甲と協議の上、その処置をとるものとする。

#### (勤務条件)

第16条 電気主任技術者・ボイラー技士ともに勤務時間は週40時間とする。

- 2 前項の就業時間外の労働は、1人/年平均72時間の範囲で命ずることができるものとする。

#### (暴風時勤務)

第17条 暴風雨警報により業務停止命令があった場合においても、所定の業務が終了しない等、円滑な業務処理上必要があれば、業務に従事するものとする。

上記、暴風時に勤務したときの手当は、この委託料に含まれる。

#### (現場代理人)

第18条 本契約業務を円滑に遂行するため、乙は現場代理人を選任し、次の任にあたらせる。

- (1) 甲と協力して、乙の従業員を指揮監督すること。
- (2) 業務履行に関する甲との連絡調整を図ること。

#### (契約の解除)

第19条 甲・乙いずれかが本契約の期間中に、本契約の解除をしようとするときは、3ヶ月前に相手方に書面でもって通知するものとする。

- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務の処理(第6条)が不相当と認められたとき。
- (3) 乙が本契約を履行することができないと判断したとき。

- 3 前項の規定により、本契約が解除されたときは、乙は委託料の100分の10の金額を違約金として、甲に支払うものとする。また乙は、甲にその損害補償を請求することはできない。

#### (費用の負担)

第20条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

#### (契約の履行)

第21条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

#### (協議事項)

第22条 本契約に定めのない事項に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

#### (労働関係法令の遵守及び調査)

第23条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

#### (帳簿等の整備及び保存)

第24条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足りる帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足りる帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(特記事項)

第25条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、業務の引継ぎを受けなければならない。

2 契約が終了した場合は、乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に甲が指示する者に対して業務を引継がなければならない。

3 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結できる契約を定める条例（平成18年10月27日条例第56号）に基づくものであり、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、沖縄県病院事業会計予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

4 本契約において、契約期間中途の消費税等が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市宮里281番地  
沖縄県立中部病院  
院長 玉城 和光

乙